

町営葛原南墓地について

墓地内容

墓 地 名：多度津町営葛原南墓地

申請可能区画：別紙のとおり

永代使用料：1区画（1.5m×1.5m） 380,000円
2区画（1.5m×1.5m×2） 1,140,000円
3区画（1.5m×1.5m×3） 1,900,000円
4区画（1.5m×1.5m×4） 2,660,000円
※1世帯、最大4区画までとなります。

使用申請

申請可能な方

- ①住民票が多度津町にある方。
- ②本籍地が多度津町の方で、かつ多度津町で代理人を立てられる方。

申請に必要な物

- ①町営墓地使用許可願。（申請者の押印を忘れないで下さい。）
※生前契約される方は、死亡者の詳細および設置年月日の記入は必要ありません。
- ②申請者の本籍が記載されている住民票。

使用料の納入

- ①町営墓地使用許可書を住民課へ提出された際に納付書をお渡しします
ので、下記の窓口へお納め下さい。
 - ・百十四銀行（香川県内各支店）
 - ・香川銀行多度津支店
 - ・高松信用金庫多度津支店
 - ・中国銀行多度津支店
 - ・香川県農業協同組合多度津支店
 - ・四国労働金庫瀬戸大橋支店
 - ・多度津町役場出納窓口
- ②銀行より納付済みの通知が役場に届き次第、町営墓地使用許可書を発行し、申請者の住所へ送付します。（銀行からの通知の関係上、数日かかる場合があります。ご了承下さい。）

墓地の使用について

①隣接区画との境界は、コンクリートの中央です。

(※隣接している区画が無い場合は、コンクリートの端までです。)

②墓石建立時には、区画の再確認を行いますので、下記の住民課墓地担当まで、ご一報下さい。

(※ごく稀に、区画を間違ったまま建立しようとする方がいます。)

③墓地管理費は不要です。

使用中は、申請者の自主管理となります。

(※区画内の草抜き、墓石の維持管理、苦情対応等。)

墓地の貸出

墓地区画は永代貸出になります。売却や譲渡ではありません。

また、使用者以外への使用权の譲渡・貸付は出来ません。

墓地の返還

墓地区画を使用しなくなった場合、返還の手続きをお願いします。

返還については、役場の下記担当までご連絡下さい。

墓地使用料に関しては、墓地の返還があっても、返金は出来ません。

申請・届出・返還・その他お問い合わせ先

多度津町役場 住民課

町営墓地担当

☎ 0 8 7 7 - 3 3 - 4 4 8 0